

外国特許トピックス

2018年6月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

中国の庁費用一部改定／台湾の特許法改正草案

中国国家知識財産権局は、2018年6月15日付で一部庁費用の徴収停止および調整に関する公告(第272号)を行いました。また、台湾では、台湾知的財産局が2017年12月に特許法の一部の条文の改正草案を起草し、現在、その内容を関係者で検討している模様です。今回は、中国の庁費用一部改定と、台湾の特許法改正草案についてそれぞれ紹介いたします。

1. 中国の庁費用減免について

中国国家知識財産権局は、社会的負担の軽減と知的財産保護の促進を目的として、一部の庁費用減免等を発表しました。適用日は2018年8月1日からで、内容は以下のとおりです(外為レート1中国元(RMB)=16.65円)。

No.	変更の種類	対象項目とその内容
1	庁費用納付不要	以下の項目とその金額について庁費用の納付が不要となります。 ・専利登録費・・・特許:RMB 200(実用新案:RMB 150、意匠:RMB150) ・公告印刷費・・・RMB 50 ・書誌的事項変更費・・・RMB50 ※専利代理機構、専利委任関係の変更に関し、ほかの事項についての適用は無し。 ・PCT 出願送付手数料(受理官庁が中国国家知識財産権局の場合)・・・RMB500
2	減額期間の延長	(中国国内特許権者のみに限る)年金減額申請適格者において、減額期間が、現行の「登録査定当年から6年間」から「登録査定当年から10年間」に延長されます。
3	庁費用の返還	実体審査段階の出願について、出願人は第1回審査意見通知書の応答期限前に(応答意見書をすでに提出している場合を除く)、自発的に出願を取り下げた場合は、審査請求費用の50%の返還を請求することができます。

No.1について、2018年8月1日以降は特許登録時に納付している庁費用の①登録費(RMB200)、②公告印刷費(RMB50)、③特許証印紙(RMB5)、④年金費用(登録時点の年次により金額が異なる)のうち、①と②(合計RMB250/約4,163円)の納付が不要となります(納付期限日が2018年7月31日までの費用は現行規定に従い納付が必要となります)。

No.2については、中国国内の特許権者に限って認められる制度です。

No.3について、実体審査開始通知発行前であれば審査請求費用は100%が返還されますが、実体審査開始通知発行後であっても上記条件を満たせば審査請求費用の50%の返還が認められるようになります。審査請求費用はRMB2,500(約41,625円)ですが、調査機関を日本特許庁とするPCT出願からの中国移行案件は20%減額されRMB2,000(約33,300円)となりますので、この場合の庁費用返還金額は約16,650円となります。

2. 台湾の特許法改正草案について

台湾知的財産局は、規制の緩和および国際調和を目的として、特許法の一部改正草案を起草し、2017年末から2018年1月に公聴会、2018年3月～4月に説明会を開催して、現在は関係者からの意見を集めています。草案の主要項目の概要は以下のとおりです。

No.	項目	内容
1	優先権主張期限	【現行法】優先日から12カ月 【改正案】優先日から12カ月+2ヶ月(但し、①故意によらず、②一定の費用納付要)
2	分割出願期限	【現行法】特許査定後から1カ月 【改正案】特許査定後から3カ月(但し、証書代及び第1年次年金納付前であること)
3	審査請求期限	【現行法】出願日から3年(分割出願は親出願日から3年または分割日から30日) 【改正案】出願日から3年(分割出願は親出願日から3年または分割日から30日)+2ヶ月(但し、①故意によらず、②一定の費用納付要)

改正目的にある「国際調和」に関し、ある現地代理人は、台湾はPCT加盟国でないため、PCTルートによる出願手続の適用ができないハンディキャップがあり、そのハンディキャップに鑑みて諸外国からの出願がPCTルートを適用できないデメリットを多少でも補うことが目的と解釈しています。台湾出願件数を調べると、ここ10年間は減少傾向にあり、外国からの出願件数も横ばいで伸び悩んでいることから、出願人に寄り添った規制緩和を目指しているものと思われます。

この草案は2018年9月に行政院において審査される予定ですが、その後の実施日等は現時点で未定です。未だ草案に過ぎず、最終的に決定されるまでに内容が変動する可能性がありますので、新たな情報が入りましたら改めてご報告いたします。

以上